

特別養護老人ホーム愛の村
(ユニット型指定介護老人福祉施設)

運 営 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団が設置運営するユニット型特別養護老人ホーム愛の村（以下「施設」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 施設は、キリスト教的愛の精神に基づき、常に入居者の立場に立って施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村等保険者（以下「保険者」という）、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(定員)

第3条 施設の定員は70名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 7ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 10名

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第4条 施設に次の従業者を置く。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 副施設長・事務長・他管理職 | 1名以上（兼務含む） |
| (3) 事務員 | 1名以上 |
| (4) 管理者 | 1名（兼務含む） |
| (5) 生活相談員 | 1名以上 |

(6) 介護職員	25 名以上
(7) 看護職員	3 名以上
(8) 機能訓練指導員	1 名以上
(9) 介護支援専門員	1 名以上
(10) 医師	1 名
(11) 管理栄養士	1 名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、その他の従業者をおくことができる。

(職務)

第5条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長；施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
施設長に事故あるときは、副施設長又は事務長が職務を遂行する。
- (2) 副施設長・事務長・他管理職；施設長の指示に従い、施設業務を掌握し、法人及び施設全般の運営に当る。
- (3) 事務員；所属長の指示を受け、施設の庶務及び会計事務等に従事する。
- (4) 管理者；施設長の指示に従い、施設の業務を管理運営する。
- (5) 生活相談員；所属長の指示を受け、入居者の入退居、生活指導及び入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う業務に従事する。
- (6) 介護職員；所属長の指示を受け、入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。
- (7) 看護職員；所属長及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (8) 機能訓練指導員；所属長の指示を受け、入居者の機能訓練に必要な訓練及び指導に従事する。
- (9) 介護支援専門員；所属長の指示を受け、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入居者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (10) 医師；入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (11) 管理栄養士；所属長の指示を受け、入居者の献立作成、給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

(事務分掌)

第6条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については施設長が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職務会 (2) 部門リーダー会 (3) 各課会 (4) 各種委員会
- (5) ユニットリーダー会議 (6) その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める

第3章 入居及び退居

(入居)

第8条 入居の対象となる者は、介護保険法に定める介護認定審査会において要介護1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な原則要介護度3以上の者とし、入居申込者と施設との契約により行うものとする。

2 入居の申込方法

入居の申込は、入居申込書に介護保険被保険者証の写しを添付して、本人やその家族または介護支援専門員を通じて申し込むこととする。

3 受付簿の受理

申込書を受理し受付簿にその内容を記載し管理することとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録することとする。

4 入所検討委員会

(1) 施設は、入居の決定に係る事務処理をするために入所検討委員会（以下「委員会」という）を設置することとする。

(2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、検討委員会には当該法人の評議員等を加えることができる。

(3) 委員会は、施設長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(4) 委員会は、入居待機者名簿（以下「待機者名簿」という）を調整するとともに、これに基づいて入居順位を決定する。

(5) 委員会は、審議の内容を記録し、保管することとする。

5 入居決定の優先度について

(1) 施設は、入居申込受付に際し、次に掲げる個別情報を総合的に勘案した別表（入居申込者の評価基準）に基づく評価を行い、上位の者から登録する。

① 本人の状況(要介護度)

② 介護の必要性(介護者の状況等)

③ 特記事項(入所検討委員会の判断により点数化)

(2) (1)にかかわらず、その他特別に配慮しなければならない個別の事情が生じた場合には、必要に応じて待機者の入居待機順位を入れ替えることができる。

6 特別な事由による入居

次に掲げる場合においては、検討委員会の審議によらず施設長の判断により入居を決定することができる。

(1) 災害や事件・事故により検討委員会を招集する余地がないとき。

(2) 老人福祉法に定める措置委託による場合。

7 入居保留の取り扱い

入居保留者については、順位を繰り下げるものとする。

8 入居の決定

施設は、入居順位に基づき入居者の決定を行うものとする。なお、施設は入居待機者から、入居状況についての問い合わせがある場合には、その状況について本人及び家族に対し十分に説明を行うものとする。

9 適正運用

(1) 施設は、この指針に基づき、適正に入居の決定を行なうものとする。

(2) 県は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行なうものとする。

10 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

11 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、又は入居申込者に対し適切な便宜を供与することが困難であると認められる場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

12 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

13 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

14 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

15 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業所等に対する情報その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請がすでに行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合の入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行なわれるよう必要な援助を行なう。

(退居)

第10条 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、契約を終了するものとする。

(1)入居者の都合によるもの。

(2)入居者が他の介護保険施設に入所した場合。

(3)入居者の要介護認定区分が「非該当」又は「要支援」「要介護①～②」と認定された場合。

(4)入居者が死亡した場合。

(5)やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

2 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、契約を解除するものとする。

(1)入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院することが見込まれる場合。

(2)入居者が負担すべき費用を3ヶ月間滞納したとき。

(3)入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。

3 施設は、入居者の退居に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な退居のために必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第11条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 入居者へ提供したサービスの内容に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第12条 施設は、入居者について、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入居することができるものとする。

(保険給付請求のための証明書交付)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

第4章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(施設サービス計画の作成)

第14条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

5 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行なうことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行なうとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なう。

(介護)

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行なうものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(利用料及びその他の費用負担)

第16条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護度により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、利用者や利用者の家族に事前に説明し同意を得てから支払いを受ける。その際の介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

- 2 前項の費用負担による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用。
 - (2) 居住に要する費用。
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供に要する費用。
 - (4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用。
 - (5) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供。
- 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度
当法人は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を実施する。

(相談・援助)

第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対しその相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると

ともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(食事の提供)

第19条 施設は、栄養並びに入居者の嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(機能訓練)

第20条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取るものとする。

(勤務体制の確保等)

第22条 施設は、入居者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業員の月ごとの勤務割表を作成する。

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、従業員に対し、資質向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第23条 施設は入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(入居者に関する市町村への通知)

第24条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第5章 施設を利用するにあたっての入居者等が留意すべき事項

(面会)

第25条 原則として面会時間は施設の定めた時間内とし、面会者は面会簿への記入を行う。

- 2 感染症の状況により面会の制限及び謝絶、面会者へのマスク着用、検温、手洗い等を義務付けることがある。

(外出・外泊)

第26条 安全で円滑な外出・外泊ができるよう原則、前日までに予定の日、時間、場所、帰宅時間、食事の有無を申し出なければならない。

- 2 前項の申し出内容に変更が生じた場合は、施設に連絡を入れるものとする。

(禁止行為)

第27条 施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 施設が定めた場所と時間以外で喫煙または飲酒すること。
- (2) 指定された場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (4) その他施設が定めたこと。

(健康保持)

第28条 入居者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

- 2 入居者の定期受診や体調管理面からの受診には、ご家族が付き添うものとする。

(日用品等の持ち込み)

第29条 入居者自身が使用していた馴染みの物を持ち込む場合には、事前に施設に相談し許可を得るものとする。

(食べ物の持ち込み)

第30条 入居者に提供するために食べ物を持ち込む場合は、施設に報告し許可を得るものとする。

(身上変更の届出)

第31条 身上に関する重要な変更が生じたときは、速やかに施設に届け出るものとする。

(損害賠償)

第32条 故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第7章 業務継続計画の策定等に関する事項

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制下での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

第8章 虐待防止のための措置に関する事項

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第35条 施設は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供するにあたり、虐待の未然防止のためにも研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促していく。
- 2 施設は、施設の従業者が虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を講じるものとする。また、施設は入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、入居者およびその家族からの市町村への虐待の届出について適切な対応をするものとする。
 - 3 施設は、虐待が発生した場合には、当該通報の手續が迅速かつ適切に行われるよう対応する。市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。
施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第9章 身体拘束等の適正化に係る措置に関する事項

(身体拘束等の適正化に係る措置)

- 第36条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記載する。
 - 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第10章 その他施設の運営に関する重要事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第37条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供困難時の対応)

- 第38条 施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合、その他入居予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第39条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

- 第40条 施設は、施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。
- 2 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設従業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいよう説明を行なうものとする。
 - 4 施設は、指定介護老人福祉サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行なってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
 - 5 施設は、自らその提供する指定介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(緊急時等の対応)

- 第41条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ施設が定めた医師及び協力医療機関と連携し必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第42条 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 2 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

(衛生管理等)

- 第43条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生した場合は、まん延しないように必要な措置を行う。
 - (1) 委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定

期的に実施すること。

- (4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(協力病院)

第44条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、中部徳洲会病院、しおひら内科腎クリニックを協力病院とし、高良歯科医院を協力歯科医院とする。

(掲示)

第45条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第46条 施設の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第47条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第48条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者又は家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者及び家族等に報告するものとする。

- 2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該保険者の職員からの質問、若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第49条 施設はその運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(記録の整備)

第50条 施設は、設備、従業者及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 前項に関する記録ごとの保存期間については、施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する

この規程は、平成17年10月1日から施行する

この規程は、平成18年4月1日から施行する

この規程は、平成21年4月1日から施行する

この規程は、平成24年4月1日から施行する

この規程は、平成27年4月1日から施行する

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、平成29年4月1日から施行する

この規程は、平成30年4月1日から施行する

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する

この規程は、2024（令和6）年5月17日から施行する

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する

この規程は、2025（令和7）年5月15日から施行する